

## 一般社団法人への移行に際し ～建設技術者の社会的地位の向上を求めて～

「社団法人全日本建設技術協会」は、公益法人制度改革によりこのたび10月1日をもって、「一般社団法人全日本建設技術協会」として新しく出発することとなりました。

これまでに到る途中経過は、総会や月刊建設を介して会員のみなさまにお知らせしておりますので、既に御案内のことと思いますが、新法人では、総会と理事会の役割分担、理事会の運営など管理的ルールが厳格になったことは別として、いわゆる国土交通省が主務官庁でなくなり今後は公益目的の支出計画が終了するまでは、内閣府にその実施報告をする必要があります。

全建と国土交通省との関係は、現役の公務員技術者を主体として会員が構成されていますので、今後とも御指導御協力がいただけるものと考えております。

さて、新法人への移行の検討に際し、すなわち新しい定款を策定するにあたり、今後、全建の活動目的をどうすべきか事務局、企画委員、理事を通じ大いに悩みました。

総論的、抽象的な「目的」が何であれ具体的に実施している事業が円滑に動けば支障はないという考えもありますが、現代はやはり明確な目的を掲げて大義名分とする時代ですので真剣に考えたわけです。

旧全建の定款の目的には、“…建設技術関係者の技術水準及び地位の向上をはかり…”とありま

す。これは戦前の公務員制度の下で文官に比して技術官の地位が不安定であったことへの改善要求が、戦後の新憲法下で全建活動の主要な課題となったという歴史に基づくものであり、以来70年近くを経た今日としてはいささか時代遅れの感があります。

むしろ現在では建設技術者に対する社会的評価が著しく低下していることが深刻です。

近年、国、地方を問わず緊縮財政下で社会保障費等の支出増加に対し公共事業費を削るというのではなく、公共事業は無駄が多いから削減して当然という論調が流布し、建設技術者の誇りは大いに傷つけられたばかりか、そういう無駄な公共事業を推進しているのが建設技術者であるかのように非難されたわけです。

さらに、公共事業費の削減のため建設業界も受注競争が深刻化し、工事の発注、受注をめぐる競争性や透明性の観点から疑義を抱かせるような事例も発生し、公共事業ひいては建設技術者への国民の目がますます厳しくなりました。

このような状況は正常とは云えません。私たちは市民、マスメディア等の誤解をとき、インフラの整備と保全は国家にとって不可欠の要件であることの理解を求めるとともに建設技術者に対する評価が高まるよう努力せねばなりません。

全建が新しい法人に移行するこのまたとない機会をとらえて、私たち全建は建設技術者の官僚組織内部での地位向上という従来の目的から脱皮し、

一般社団法人 全日本建設技術協会 会長

まつ だ よし お  
松 田 芳 夫



成熟した市民社会における“社会的地位の向上”  
という目的を掲げることにしたわけです。  
会員のみならず、この新法人の目的に共感さ

れ、それぞれの立場で御尽力されるようお願いし  
て、新法人移行に際しての会長の挨拶とさせてい  
たいただきます。

## 1. これまでの経過

- |            |   |
|------------|---|
| 平成18年6月2日  | 公益法人制度改革関連3法案の公布（法人法、認定法、整備法）                             |
| 平成20年12月1日 | 公益法人制度改革関連3法案の施行（従来の公益法人は特例民法法人となり、平成25年11月30日までに移行申請が必要） |
| 平成22年3～4月  | 地方協会への意向調査（本部方針案は一般社団法人へ）                                 |
| 6月30日      | 第52回通常総会で一般社団法人への移行を機関決定                                  |
| 平成23年9月    | 新定款案等について地方協会への意見照会                                       |
| 11月25日     | 第3回臨時総会において新定款案を承認  |
| 平成23年12月7日 |   |
| ～平成24年6月6日 | 内閣府公益認定等委員会に移行許可申請この間に、公益認定等委員会から2回質問があり移行許可修正申請書提出       |
| 6月29日      | 公益認定等委員会から内閣総理大臣あての答申                                     |
| 8月23日      | 全国事務局長会議  |
| 9月19日      | 内閣府から全建会長あての認定書の交付  |
| 9月26日      | 理事会（新法人としての平成24年度事業計画及び予算）                                |
| 10月1日      | 登記（旧法人の解散及び新法人の設立）  |

## 2. 今後の予定

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 平成24年10月31日 | 理事会（旧法人としての事業報告及び決算）     |
| 11月30日      | 臨時総会（旧法人としての事業報告及び決算の承認） |